

9. 災害廃棄物処理のための 広域的連携体制の整備

(幹事機関: 中部地方環境事務所)

「優先的に取り組む連携課題－災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備」 に係る取りまとめ（素案）

I 検討経緯

I-1 背景・趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード 9.0 の地震による大規模な地震動に加えて巨大な津波が発生し、東北地方を中心に甚大な被害があった。また、同年 8 月には台風 12 号による洪水が発生し、近畿圏を中心に相当の被害があった。中部圏においては、東海地震、東南海・南海地震（以下「三連動地震」という。）が今後 30 年以内に発生する確率が約 60～87%と予測されていることもあり、地震、台風等の大規模災害は発生する事態に備え、災害時の対応のあり方を再確認するとともに必要な見直しを行う必要がある。

阪神淡路大震災、東北地方太平洋沖地震、台風・大雨等に伴う大規模災害等においては、災害を主因とする大量の廃棄物が発生する。災害からの復旧・復興を早急に進めるためには、この災害廃棄物の迅速な処理が不可欠である。

中部圏においては、中部地方整備局が中心となって「中部圏地震防災基本戦略（中間とりまとめ）」（以下「戦略（中間とりまとめ）」）が昨年 12 月末に策定された（東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議（座長：奥野信宏・中京大学教授）。以下「戦略会議」という。）。本戦略は、広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などの対応方針を示すものとされており、この中で、各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急的に対処すべき 10 の分野が、中部圏として”優先的に取り組む連携課題”として選定された。右分野のうち、“災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備”については、中部地方環境事務所が中心となって具体的な検討を行うとされたところである。

以上のことから、今般、関係機関の参加を得て「大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、大規模災害時の廃棄物処理のあり方について情報共有を行うとともに、必要な対応について検討を進めているところ。

I-2 概要・流れ

戦略（中間とりまとめ）の p43 において、

「地震・津波により大量に発生した災害廃棄物の処理は、被災地における応急・復旧活動及び復興に向けた極めて重要な課題となることから、広域処理を行うことを想定し、関係者の連携により円滑な実施が図られるように、事前に分別方法の検討をはじめ、仮置場、焼却施設、最終処分場等の利用に係る広域的な連携方策や体制を整備しておくことが重要である。

- ・多量の災害廃棄物の処理を行うために、
 - i) 行政、関係団体、民間企業の広域連携体制の整備
 - ii) 利用可能な国有財産（未利用地等）のリストアップと地方公共団体への情報提供
 - iii) 災害廃棄物の仮置場の候補地の確保
 - iv) 災害廃棄物の処分のための焼却施設、最終処分場等の容量の確認・確保
 - v) 他圏域の地方公共団体との災害廃棄物の受入等の相互援助の提携
- などを実施する。」とされている。

このことから、まずは現状認識として、i) 及びv) に係る「協力協定等の締結状況」、iii) に係る「仮置場候補地の検討・選定状況」、iv) に係る「中間処理・最終処分施設の能力・容量」の把握を行った。

次に課題整理として、三連動地震に備えた広域的な連携方策や体制の整備のため、「広域的大災害への備えとして検討しておくべき事項（県域を越えた協力の必要性等）」について連絡会で取り扱う論点の抽出を行った。また広域体制整備の大前提となる「各自治体において準備しておくことが適当な事項について」も連絡会で取り扱う課題抽出を行った。

II 現状認識

II-1 協力協定等の締結状況

(1) 災害時の廃棄物収集運搬、処理に関する近隣自治体との協力協定等の締結状況

中部5県（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）における災害時の廃棄物収集運搬、処理に関する近隣自治体との協力協定等の締結状況について確認したところ、下表のとおり状況がみられた（詳細は、別添資料 4-2 の(1)①参照）。

表1 協力協定等の締結状況（県から報告分）

		長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
県が締結した協定	2者間協定	1	3	0	0	0
	複数当事者間の協定	3	1	0	1	0
県内市町村内の協定 (注) 3	2者間協定	0	1	4	0	1
	複数当事者間の協定	1	2	3	5	1
県外市町村との協定 (注) 3	2者間協定	0	18	4	0	0
	複数当事者間の協定	0	1	2	2	0

(注) 1 一つの協定で、県内市町村、県外市町村双方と協定を締結している場合は、「県外市町村との協定」欄に件数をそれぞれ計上した。

2 本表は、各県から報告があった協定のみを計上した。

3 県が締結主体に入っていない協定を計上した。

表2 協力協定等の締結状況（本連絡会参加市からの報告分）

		岐阜市	静岡市	浜松市	名古屋市	岡崎市	豊田市	豊橋市	四日市市
県内市町村との協定	2者間協定	0	0	0	0	0	0	0	0
	複数当事者間の協定	0	1	0	3	4	2	1	2
県外自治体との協定	2者間協定	0	0	0	0	0	0	0	0
	複数当事者間の協定	0	1	0	2	2	0	0	2

(注) 1 一つの協定で、県内市町村、県外自治体双方と協定を締結している場合は、「県外市町村との協定」欄に件数をそれぞれ計上した。

2 本表は、各市から報告があった協定のみを計上した。

(2) 災害時の廃棄物収集運搬、処理に関する民間事業者・団体との協力協定等の締結状況

中部5県（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）における災害時の廃棄物収集運搬、処理に関する民間事業者・団体との協力協定等の締結状況について確認したところ、下表のとおり…という状況がみられた（詳細は、別添資料4-2の(2)①参照）。

表3 協力協定等の締結状況（県からの報告分）

	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
県が締結した協定	2	4	2	3	2
県内市町村が締結した協定	0	12	19	36	2

(注) 本表は、各県から報告があった協定のみを計上した。

表4 協力協定等の締結状況（本連絡会参加市からの報告分）

岐阜市	静岡市	浜松市	名古屋市	岡崎市	豊田市	豊橋市	四日市市
0	2	0	7	3	1	3	0

(注) 本表は、各市から報告があった協定のみを計上した。

II-2 仮置場候補地の検討・選定状況

中部5県（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）における仮置場候補地の検討・選定状況について確認したところ、別添資料4-2の(3)①のとおり、各地で仮置場候補地について検討・確保がなされている状況がみられた。

II-3 中間処理・最終処分施設の能力・容量

中部5県（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）における中間処理・最終処分施設の能力・容量について、平成22年度一般廃棄物処理実態調査の結果から確認したところ、下表のような状況が見られた。

表5 中間処理・最終処分施設の能力・容量

		長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
焼却施設	年間処理量 (t/年度)	472,862	588,921	1,092,209	2,055,436	428,977
	処理能力 (t/日)	2,610	2,699	6,705	11,057	2,219
粗大ゴミ処理施設	年間処理量 (t/年度)	7,899	22,436	46,262	165,826	22,393
	処理能力 (t/日)	166	388	850	1,252	533
資源化等を行う施設	年間処理量 (t/年度)	54,025	24,297	26,165	79,321	36,748
	処理能力 (t/日)	91	351	317	762	661
ごみ燃料化施設	年間処理量 (t/年度)	1,257	12,064	29,625	12	84,818
	処理能力 (t/日)	7	90	150	21	485
その他ごみの中間処理施設	年間処理量 (t/年度)	2,305	209	0	722	91
	処理能力 (t/日)	20	4	0	68	80
保管施設	年間保管量 (t/年度)	30,553	11,233	42,162	49,777	21,534
	屋内面積 (㎡)	8,877	10,809	6,326	7,855	9,167
	屋外面積 (㎡)	23,618	24,222	22,594	19,563	30,739
最終処分場	埋立容量 (m ³ /年度)	53,770	54,530	91,796	136,407	75,710
	残余容量 (m ³)	1,349,216	2,320,413	1,501,516	2,652,464	1,691,419

(注) 本表は、「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」の結果に基づき作成した。

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h22/index.html

Ⅲ 課題整理

Ⅲ-1 広域的大災害への備えとして検討しておくべき事項（県域を越えた協力の必要性等）について

環境省では、大規模災害に対しては、国家的な対応が必要であり、国と都道府県・市町村との連携を強化するとともに、都道府県間の広域的な連携体制を確立することが必要とされたことから、「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」を策定している。この手引きに沿って、他自治体との連携、民間事業者・団体との連携を進め、広域体制を整備していく際に、必要になるとと思われる点について確認したところ、別添資料 4-2 の(1)②のとおり、さまざまな意見が出された。

主な論点・課題としては以下に集約されると考えられる（→は対応案）。

<協議・連携・連絡体制>

・広域体制に係る平常時対応として、災害廃棄物対策に関する会議を開催することとされているが、都道府県間の協議の場の開催は、国が担うべき。また災害時対応として協議会を設置する際など、効果的に調整事務の中心を担う組織が必要。

- ・国・県・市町村間での担当部署、担当者との連絡体制を明らかにしておくことが必要。
- ・平常時において情報伝達訓練等を実施することが必要。

→平常時の連携体制として連絡会の活用の可能性検討（情報伝達訓練については参集範囲に鑑み、戦略会議の協力の可能性検討）

<仮置場等の確保>

・仮置場等（一次仮置場・二次仮置場（破碎選別・焼却））の確保にあたり、国有地の利用に関する考え方

→情報収集範囲に鑑み、戦略会議の協力の可能性検討

<過去の事例調査>

・過去の災害の広域処理について、事前の体制整備がどこまで行われていて、どのように調整・実施されたか、何が問題だったか情報共有が必要。

<法整備>迅速な対応ができるような法整備が必要。

→環境省における震災廃棄物対策指針見直しの進捗状況にあわせて連絡会への情報提供の可能性検討

III-2 各自治体において準備しておくことが適当な事項について

環境省では、市町村及び都道府県において適切な震災廃棄物対策を適正かつ円滑に行うため「震災廃棄物対策指針」を策定している。また、市町村が水害時の廃棄物処理を適正かつ円滑に行うため「水害廃棄物対策指針」を策定している。この指針に沿って、廃棄物処理を進めていく際に、必要になると思われる点について確認したところ、別添資料 4-2 の(2)②のとおり、さまざまな意見が出された。

主な論点・課題としては以下に集約されると考えられる（→は対応案）。

<仮置場等の確保>

・仮置場等（一次仮置場・二次仮置場（破碎選別・焼却））の確保にあたり、国の積極的な関与、強力なリーダーシップが必要。

→国有地の活用の可能性の検討→情報収集範囲に鑑み、戦略会議の協力の可能性検討

<災害廃棄物処理計画等の策定>

・最大規模の災害（三連動地震）を想定した、全市町村の災害廃棄物処理計画の策定が必要。その計画やマニュアルでは、施設の耐震化・仮置場の選定・収集運搬・処理体制の維

持・最終処分先の確保等の処理体制のみならず、組織の役割の詳細及びその担当者、また市町村間及び都道府県間等の応援要請及び調整の方法等を定めることが必要。
→現在の災害廃棄物処理計画等の策定状況把握、災害廃棄物処理計画等の策定について知見者からの情報収集の可能性の検討

＜発生量の推計＞

- ・津波発生時の災害廃棄物の発生量の推計方法を検討すべき。
- 環境省における震災廃棄物対策指針見直しの進捗状況にあわせて連絡会への情報提供の可能性検討

IV 今後の方向性

今後の検討の進め方については、上記の「Ⅲ 課題整理」に掲げられた論点・課題について検討・整理を行うとともに、以下の事項について、状況を把握した上で、今後の方向性等について検討を行う。

- ・「南海トラフの巨大地震モデル検討会の検討状況（被害想定）について」を踏まえた、各自治体における災害廃棄物の発生量の推計の予定
- ・三連動地震に備えた災害廃棄物処理計画の策定の予定

なお、本取りまとめ（素案）については、戦略会議に報告するとともに、環境省に報告した上で震災廃棄物対策指針の見直しに係る検討の際に考慮するよう依頼する。また環境省における震災廃棄物対策指針見直しの進捗状況及び結果については、適宜、連絡会へフィードバックし、必要に応じて、本取りまとめ（素案）の見直しを行う。

1. 事業の必要性・概要

環境省では、平成10年10月に「震災廃棄物対策指針」を策定し、地方自治体に対して廃棄物処理に係る防災体制の一層の整備を要請してきたところである。しかしながら、当該指針は阪神・淡路大震災を念頭に大地震災害を考慮して策定したものであり、今般の東日本大震災において発生した大規模津波等には十分対応できていなかった。

については、今般の東日本大震災に当たっての課題等を整理し、当該指針を見直しするものである。

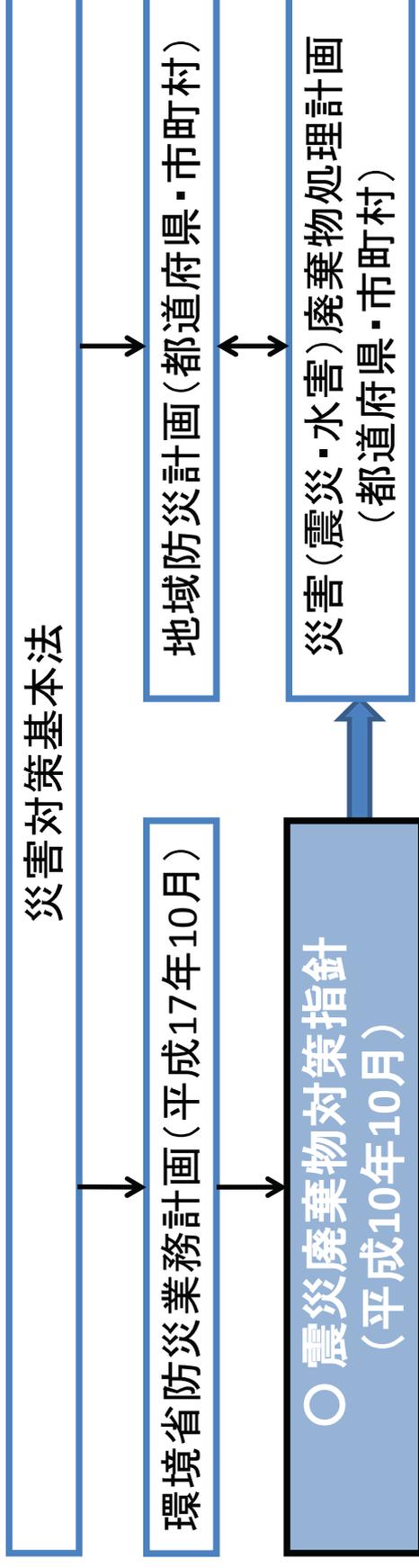
2. 事業計画（業務内容）

東日本大震災における破棄物処理の現状や実態を把握するとともに課題を整理し、計画すべき項目・内容について見直しする。

3. 施策の効果

自治体において、被害の実態に合った対策が取れるとともに被害の規模レベルを複数段階に設定するため、使い勝手のいい指針となる。

震災廃棄物対策指針の策定



☆ 東日本大震災を踏まえ震災廃棄物処理計画(都道府県・市町村)の見直しは急務

津波により発生した広い地域に散在するあらゆるものが混然となった廃棄物への対応

～新しい対策指針～

震災の規模レベル別の計画(数段階)
東日本大震災を踏まえた内容
地方公共団体の計画策定を具体的に支援
地域特性や広域処理についても対応

計画のレベルアップ
即時に役立つ計画
計画策定率の向上
広域化処理の計画

震災廃棄物の適正・迅速な処理

4 東日本大震災における対応や特例措置等 について

1

災害廃棄物の処理について(1/3)

今回の震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生。被災地復興のためには、この災害廃棄物の円滑な処理が必要不可欠であることから、以下のような取組を実施。

①今回の震災における災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業（県が市から事務委託を受ける場合を含む）について、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施するとともに、地方負担の更なる軽減のため、グリーンニューディール基金の活用により国の実質負担額を平均95%とすることとしている。また、残る地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により対処することとしている。

②処理支援体制の整備

○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置

「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置し、関係省庁による連携・支援体制等を確保。関係省庁の担当部局長が参加（座長：樋高環境大臣政務官）。

○被災3県(岩手、宮城、福島)において「県災害廃棄物処理対策協議会」を設立

環境省の呼びかけにより、3県において、県、市町村、国の出先機関、関係業界団体等をメンバーとした、県災害廃棄物処理対策協議会が設立され、県レベルでの関係者の協力体制を確保。

○各自治体及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請

環境省より、各自治体及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての協力（受入れ、職員派遣等）を要請。これに対し、協力が可能との表明があり、被災自治体のニーズとのマッチングを図っている。

○災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援

災害廃棄物の処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。また、被災3県及び市町村に対し、契約面や技術面での支援ができるよう、各県内支援チームとして環境省職員・コンサルタントを派遣・常駐させているほか、環境省職員・研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。

2

災害廃棄物の処理について(2/3)

③災害廃棄物処理に係る法令上の措置等

○産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出について、届出期間の特例の創設(平成23年3月31日環境省令第6号)

※都道府県知事が認める場合には、届出期間を短縮できることとするもの。

○緊急的な海洋投入処分に関する措置(平成23年4月7日環境省告示第44号、平成23年6月17日環境省告示第48号)

※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第6号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を定め、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とするもの。

○コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続を簡素化する特例の創設(平成23年5月9日環境省令第8号)

※都道府県知事への届出により埋立処分を可能とするもの。

○被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合の再委託の特例の創設(平成23年7月8日政令第215号)

※市町村が震災によって特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合において、処理の再委託を可能とするもの。

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月18日第99号)

※災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めたもの。

○その他、被災した自動車や船舶、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物や消火器等の危険物の取り扱い、害虫及び悪臭への対策、仮置場の管理、作業者の安全確保、塩分を含む廃棄物の処理等について、各自治体に周知を行った。

3

災害廃棄物の処理について(3/3)

④災害廃棄物処理に係る指針の策定

○東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

※損壊家屋等の撤去等について、法律的観点から指針をとりまとめたもの。

○東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(5月16日)

※主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてまとめたもの。

○東日本大震災津波堆積物処理指針(7月13日)

※市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するに当たっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等についてまとめたもの。

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する指針について(平成23年11月11日)

※東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年第99号)第6条第3項に基づき、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針を定めたもの。

○東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について(平成23年11月18日)

※東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)第6条第5項に基づき、海に流出した災害廃棄物の処理指針として、処理を行うに当たっての基本的な考え方、区域ごとの取組方針等について、とりまとめたもの。

○災害廃棄物の広域処理の推進について(改定)(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)(平成24年1月11日)

※災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、再生利用・焼却処理に関する評価、搬出側での確認方法・受入側でのモニタリング等について検討を行い、ガイドラインとしてとりまとめたもの

4